

## 江東区バレーボール連盟内規

1. 本連盟入会金は、1チーム 1,000円とする。
2. 大会参加費用は、1チーム **8,000円**とする。
3. (1)区代表派遣チームの旅費援助は、次の通りとする。

関東大会以上	1チーム	20,000円
都民大会	1チーム	10,000円
墨東五区大会	1チーム	5,000円
ひがしんカップ	1チーム	5,000円

(2)区代表チームの優勝報奨金は、次の通りとする。

全国大会	優勝	50,000円
関東大会	優勝	30,000円
都民大会	優勝	20,000円
墨東五区大会	優勝	10,000円
ひがしんカップ	優勝	5,000円

但し、全国大会及び関東大会は連盟が認めた大会に限る。
4. 役員の出張費  
本連盟が承認した役員の出張費は、常任理事会で決定する。
5. 慶弔金
  - (1)役員本人が死亡したとき、連盟から10,000円と互助会から20,000円とする。
  - (2)役員の両親、配偶者、子供の場合、互助会から20,000円とする。
  - (3)上記以外の慶弔に関しては、三役(会長、副会長、理事長)又は常任理事会において決定する。
6. 役員の時病災害時見舞金
  - (1)役員が公傷病、その他やむを得ない実情により災害に逢った時は、その実情に応じて三役または常任理事会で、その額を決定する。
7. 功労者及び優秀チーム表彰規定
  - (1)役員として10年以上その任にある者は、総会時の議事終了後表彰する。
  - (2)役員として10年以上その任にあり、特に顕著な功績のあった者に、功労者賞と記念品を周年行事式典時に表彰する。
  - (3)役員として30年以上その任にあり、特に顕著な功績のあった者に、特別功労賞と記念品を周年行事式典時に表彰する。
  - (4)全国大会等で優勝またそれに準ずる成績を残した、優秀チームを総会・周年行事時に表彰する。
8. 大会表彰
  - (1)参加チームが8チーム以下の大会は優勝・準優勝の2チームを賞状と盾の表彰とする。  
但し、3位決定戦を行う大会はその限りではない。
  - (2)参加チームが9チーム以上のトーナメント戦は3位決定戦は行わず3位の2チームまでを表彰する。  
尚、15チーム以下の3位は賞状のみ、16チーム以上は賞状と盾とする。  
但し、3位決定戦を行う大会はその限りではない。
  - (3)家庭婦人の部別大会は1部ブロックのみ決勝戦を行い、優勝・準優勝の2チームを表彰する。  
2部以下のブロックは決勝戦を行わず、決勝進出の2チームを優勝として表彰する。  
但し、5チーム以下の大会は優勝の1チームを表彰する
9. 大会シードチーム  
シード基準:前年度または前回の同一大会の上位チームをシードする。
  - 9-1. 一般の部
    - (1)参加チームが8チーム以下のトーナメント戦は2チームシードとする。
    - (2)参加チームが9チーム以上のトーナメント戦は4チームシードとする。

9-2. 家庭婦人の部「同一チーム名同士は1回戦での対戦が無いよう考慮する。

但し部別はフリー抽選とする。

- (1) 部別大会の1部ブロックは決勝戦迄行い前回成績上位2チームをシードとする。
- (2) 部別大会の2部以下の大会はフリー抽選とし決勝戦は行わず、2チーム優勝とし、2チームは上位ブロックへ1ランク上がる。
- (3) 部別各ブロック共、敗者戦2敗の下位2チームは下位ブロックへ1ランクダウンする。但し、棄権チームは自動的にワンランク下の下位ブロックへ降格となる。
- (4) 32チーム以上参加の区民大会等は前回上位チーム8チームをシードする。

## 10. 連盟登録

- (1) 登録は年度毎とし、更新するチームは、毎年4月に更新する事を原則とする。
- (2) 年度途中であっても、新規加盟チームは随時受け付ける。
- (3) A・B等の複数チーム登録は、複数の登録費を納める。
- (4) 登録したチームは、体育協会賛助会費1口を登録料と共に納めるものとする。
- (5) チーム全員が、スポーツ傷害保険への加入を義務とする。
- (6) 選手の登録は、連盟規約第6条の各部について1チームを限度とする。

## 11. 選手の参加資格

- (1) チームの年度登録と同時に、その都度選手登録する。
- (2) 追加登録選手は随時受け付ける。但し、登録完了日より1ヶ月経過後に大会参加資格を得る。
- (3) チームの解散または途中退部し資格を失った選手は、年度更新時以降他チームに登録ができ、参加資格を得る。
- (4) チーム代表者が同じである、同一チーム内の選手の登録移行は、更新時に限る。
- (5) 一般の部
  - ・新規登録チームは原則として、代表者・連絡先・練習会場を江東区に有す。
  - ・選手登録は、他区で一般登録をしている選手も登録出来る。
  - ※墨東五区の各連盟に所属するチームは除く
  - ・上部大会(都民大会、墨東大会)への選手登録は二重登録にならないよう管理する。
- (6) 家庭婦人の部
  - ・江東区在住・在勤の満年齢25歳以上の既婚者及び満年齢35歳以上の女性とする。
  - ・選手登録は、他区、他地域で家庭婦人(ママさん)登録をしている選手も登録出来る。
  - 但し、墨東五区大会(足立区、江戸川区、葛飾区、墨田区)の該当連盟に登録している選手は登録できない。
  - ・35歳以上44歳までの未婚者のエントリーは試合ごと3人までとする。
- (7) (1)~(6)のチーム・選手登録違反に関しては、常任理事会で協議決定する。

## 12. 休部と棄権

### 家庭婦人の部

・休部するチームは休部届けを総務部登録係宛に提出する。

但し、休部年度の再登録は認めるが、直近の試合の一ヶ月前までに連盟登録及び大会参加申し込みを済ませる事で大会参加できる。

※チーム代表者は他のチームに選手登録していない事を自チームで確認すること

・部別戦は休部の年度一年間は棄権扱いとして処理する。

翌年連盟に再登録すれば棄権扱いによって落ちた部(二部降下)から参加する事ができる。

翌年続けて休部はできない事とする。よって廃部扱いになる。

## 13. 登録チームは、原則として各一名の理事を選出し、連盟に登録する。

## 14.

昭和59年 4月 1日より効力を発す  
平成21年 5月 1日改訂  
平成22年 4月 1日改訂  
平成23年 3月24日改訂  
平成24年 4月 1日改訂  
平成25年 4月 1日改訂

平成26年 4月 1日改訂  
平成29年 4月 1日改訂  
平成30年 4月14日改訂  
**令和2年 4月 4日改訂**